

## 【重要事項】

当社は、東京ガス(株) (小売電気事業者登録番号 A0064) と取次委託契約を締結し、東京ガス(株)が供給する電気を販売致します。

### ■ご契約の成立

- ・お客さまからのお申し込みを受け、当社が承諾した場合に成立し、解約される日まで継続します。

### ■スマートメーターへの取り替え

・お客さまの電気メーターがスマートメーターでない場合には、需給開始にあたり、送配電事業者の委託を受けた工事会社の係員がスマートメーターに取り替えに伺います。なお、取り替えにかかる費用は原則無料です。

### ■他の小売電気事業者（現在の電力会社）からの当社への切り替え

・他の小売電気事業者から切り替えて当社が販売する電気をご契約いただく場合には、解約に伴う不利益事項が発生する場合があります。他の小売電気事業者との契約内容をご確認ください。

### ■ご契約内容の確認

本契約は、お客さまからのお申し込みを受け当社が承諾したときに成立し、解約されるまで継続します。

・ご契約いただく電気料金メニューや契約電流（A）、契約電力（kW）または契約容量（kVA）は、お客さまのお申し込みいただいた内容に基づき適用いたします。

- ・電気料金メニュー適用期間は以下の通りです。

ずっとも電気 1、ずっとも電気 2、ずっとも電気 3・・・需給開始日（料金適用開始の日）から、1年目の日が属する月の計量日の前日（満了日）まで。

満了日の属する月の前月の1日から15日までに変更のお申し出がない場合、満了日の翌日からその1年目が属する月の計量日の前日まで継続され、以後これになります。

### ■電気需給開始予定日

需給開始予定日は、原則として以下の通りとなります。なお、需給開始日は、需給開始後に改めて書面にてお客さまにお知らせいたします。（お申し込み時のお客さま情報の誤り等があった場合には、所定の手続きに時間を要することがあります。その場合は、予めお伝えした日に供給を開始できない場合があります。）

スマートメーターが設置されていない場合：お申し込み後所定の手続きが終了した日から起算して8営業日に2暦日を加えた日以降到来する最初の検針日

スマートメーターが設置されている場合：お申し込み後所定の手続きが終了した日から起算して1営業日に2暦日を加えた日以降到来する最初の検針日

※ご希望の需給開始日をご指定いただいても、その日から需給を開始することはできません。

#### ■ 供給電圧および周波数

- ・当社は、送配電事業者にお客さまの供給設備を確認のうえ、次のいずれかの電圧で電気を供給いたします。（供給電圧 100V、200V、100V および 200V）
- ・周波数は 50Hz とします。

#### ■ 電気ご使用量の計量や電気料金の計算方法について

- ・当社は、送配電事業者が計量した電気ご使用量を計量日以降に受領し、その値をもとに電気料金を計算いたします。詳細は当社ホームページで該当するメニューの「料金計算方法」をご確認ください。
- ・当社は、電気の需給開始日から最初の計量日の前日までの日数、または解約前の計量日から解約日の前日までの日数が 30 日を下回るときは、基本料金を日割計算して電気料金を請求いたします。

#### ■ 電気料金のお支払い方法について

- ・電気料金は、電気の計量日以降一定期間を経て到来するガスの検針日にお知らせするガス料金と合算して請求しますので、ガス料金と同一の方法でお支払いいただけます。詳細は当社窓口までお問い合わせください。（支払方法は「口座振替」払いまたは「クレジットカード（※平成 29 年 4 月 1 日以降に到来する支払いから適用予定）」払いであること。）

#### ■ お客さまからのお申し出による契約の変更・解約について

- ・契約の変更およびお引越し（転居）に伴う解約については、当社窓口までご連絡ください。
- ・他の小売電気事業者への切り替えに伴う解約については、当社へご連絡いただく必要はありません。切り替え先の小売電気事業者へお申し込みください。

#### ■ その他需給に関わる費用

- ・需給開始等に伴い工事費負担金が発生した場合は、送配電事業者が見積り算定した費用を当社がお客さまに請求いたします。お支払い方法については別途当社からご案内いたします。その他お客さまが電気を不正に使用した際の違約金など送配電事業者から当社に請求される費用についても同様に、お客さまに請求いたします。

#### ■ 電気の需給に関するお客さまのご協力をお願い

電気の需給にあたり、送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、以下の事項を遵守していただきます。それに伴い、当社もしくは送配電事業者からお客さまに以下の事項へのご協力をお願いする場合があります。

- ・お客さまの電気のご利用に際し、必要な設備の工事などのための作業用地の確保
- ・電気の需給および保安上の必要がある場合に、事前のお知らせ後に送配電事業者が実施する停電（お客さまの電気の使用の中止または制限）
- ・お客さまの承諾を得た上で、送配電事業者が必要な業務のために実施するお客さまの土地・建物への立ち入り
- ・お客さまの電気のご利用に伴い、他者の電気の使用を妨害する恐れがある場合の、電気の品質の維持・改善のために必要な装置・設備の施設
- ・電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工作物の変更の工事をを行い、その工事が完成した場合のその旨の通知

#### ■ 当社からの契約の変更および解約について

- ・当社は、送配電事業者が定める託送供給等約款や関係法令等の改正や社会的経済的な影響等当社が必要と判断した場合に

は、電気需給約款や電気料金メニュー定義書および付帯メニュー定義書を変更する場合があります。その場合には、あらかじめ当社ホームページに一定期間掲載することでお知らせいたします。

・お客さまと当社とのこれまでの契約状況により、当社がお客さまとの契約の継続が困難であると判断した場合には、当社から本契約を解約することがあります。

・その他、支払期限日を経過しても電気料金のお支払いが確認できない場合や、お客さまが当社の電気需給約款に違反した場合には、当社から本契約を解約することがあります。

#### ■電気+ガスセット割について

以下の適用条件を満たすお客さまからお申し込みをいただき当社が承諾した場合には、本メニューを適用させていただきます。詳細は当社ホームページの「付帯メニュー定義書【電気+ガスセット割】」をご確認ください。

(適用条件)

- ①当社の都市ガス（以下、ガスといいます）と電気のご使用場所が同じであること
- ②ガスと電気のご契約者が同じであること
- ③ガス料金と電気料金を合算してお支払いいただけること

※合算とは、料金を、クレジットカード払いの場合は同一のクレジットカードにて、口座振替払いの場合は同一の口座からの振替にて、払込みの場合は同一の払込書にて、合算して同時に支払うことをいいます。

※複数のガス契約を締結いただいている場合には、ガス契約のご使用場所ごとにセット割を適用させていただきます。詳細は当社窓口までお問い合わせください。

#### ■その他

・現在の電力会社との契約で、既に免税、再生可能エネルギー発電促進賦課金減免措置を受けていて、引き続き適用を希望される方については、当社窓口までお問い合わせください。

・お客さまは、自己または自己の役員が、現在かつ将来にわたって暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、保証していただきます。

・本書面記載事項については、電気需給約款および別紙の電気料金表をご確認ください。

#### ■特約条項

「電気+ガスのセット割」の適用がなく、電気料金を口座振替でお支払いのお客さまの支払期限日（振替日）は、電気需給約款の定めに関わらず、ご使用月の翌月または翌々月の11日（金融機関休業日の場合は翌営業日）とします。詳細は当社窓口までお問い合わせください。

●小売電気事業者：東京ガス株式会社（東京都港区海岸1-5-20）

●取次店：坂戸ガス株式会社（埼玉県坂戸市末広町3番地5）

●登録番号：A0064

●問い合わせ先：坂戸ガス株式会社 小売事業推進部 電力担当

電話：0120-35-2025 / 049-284-9000(代)

受付時間：月～金 8:30～17:15（ただし、年末年始、土曜日、日曜日、祝日は除く）